

## 玉野市ごみ分別収集カレンダー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 玉野市ごみ分別収集カレンダー（以下「市ごみカレンダー」という。）に掲載する広告の取扱いについては、玉野市広告掲載取扱要綱（平成30年玉野市告示第189号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、1枠当たり縦6センチメートル、横8センチメートルとする。

2 広告枠の位置は、市ごみカレンダー掲載面の下段とし、縦2枠、横4枠の全8枠とする。

3 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）に割り当てる広告枠は、申込者1人につき1枠とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり35,000円とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、年度毎に発行する市ごみカレンダーの使用期間とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市ホームページ、広報紙その他市の広報媒体を利用して行うものとする。

2 募集する広告は、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体の広告に限る。

(広告の申込み)

第6条 申込者は、要綱第6条第1項に定める玉野市広告掲載申込書及び市町村税の滞納がないことを証明する書類に、自己の負担により作成した広告原稿を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載決定方法)

第7条 要綱第6条第2項の規定において掲載可となった広告の数が、第2条第2項に定める広告枠の数を超える場合は、抽選により掲載する広告を決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。